

4 各種教育の指導の重点

生徒指導

※は参考資料等

1 自校の実態に応じた指導計画の作成と指導体制の確立

- 自校の実態を踏まえて、目指す子ども像や指導理念、共通実践事項等を明らかにして、**自己肯定感**を高めることや**社会性の育成**等の課題解決のための具体的な指導計画に改善する。
- 教職員の役割分担を明確にして、一貫した指導ができるようにする。

2 教育活動全体を通じた積極的な生徒指導の推進

- 全教育活動を通して、自己決定の場や自己存在感を味わうことができる場を設定し、**生徒指導の機能**を発揮できるようにする。
- 子どもの思いや心情をとらえ、人間的な触れ合いのある**温かい学級の雰囲気**を醸成する。
- 地域の大人や異年齢の子どもとの交流、集団宿泊活動や奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術活動等の**豊かな体験活動**を通して、**規範意識や思いやりなどを育成**するとともに、自己を生かす能力の育成に努める。
- 生徒指導委員会等の校内組織を生かし、**教員間の連携強化、全教職員の共通理解、同歩調の指導**に努める。

3 教育相談の充実

- 子どもとの日常的な触れ合いを通して、**信頼関係**を築き、個々の教員がカウンセリングマインドをもって相談に応じる。
- **スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用**を図り、教員間の連携を深め、チームとなって個に応じた支援ができるように、**校内のコーディネート力**を高める。
- 子ども**の心のケアに留意**し、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関等やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、**研修の充実**に努める。

4 問題行動等の未然防止と的確な対応

- アンケート等のみに頼ることなく、日常の観察や対話による実態把握に努め、**問題行動の未然防止や児童虐待等の早期発見、早期対応、早期解決**に努める。また、問題行動が起きた場合の初期対応や重大事態が生じた場合の**緊急体制を確立**し、全教職員で**組織的に対応**する。
- **学校いじめ防止基本方針**を基に、いじめ対策のための組織を機能させ、「いじめほどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」との視点で、未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、法律に定められたいじめの定義に従って、子どもの立場にたった**積極的な「いじめの認知」**に努めるとともに、保護者の理解を得て、連携して対応する。
- ◎ **「新たな不登校を出さない」**との認識のもと、過去の子どもの欠席や遅刻・早退の状況の把握に努め、以前に不登校傾向を示した子どもが連続して欠席した場合には「不登校」ととらえ、**初期対応の体制を整える**。また、不登校の状態にある子どもへの支援について、**短期的・長期的な視点**をもって**チームで対応**する。

※「不登校対応資料Vol.5 豊かな学校生活のために～チームで切れ目ない援助を～」
(平成29年2月福島県教育委員会)

- ◎ スマートフォン等の取扱いについて**学校における指導方針を明確**するとともに、インターネット上でのトラブル、犯罪、違法・有害情報の問題を踏まえ、発達の段階に応じた**情報モラルの指導**の充実を図るとともに、教職員の研修と**保護者への啓発**を意図的・計画的に行う。
- **家庭や地域、近隣校、関係機関との連携**を図り、地域ぐるみの補導活動などを通して、**問題行動の未然防止、早期解決**に努める。

